

# 荒川区卓球連盟規約

平成二十三年九月現在

## 第一章 総 則

第 一 条 本連盟は、荒川区卓球連盟と称する。

第 二 条 本連盟は、荒川区における卓球の普及発展と卓球技術の研究を行ない、荒川区民の体力増進、スポーツマン精神の涵養と、会員相互の融和、親睦を図ることを目的とする。

第 三 条 本連盟は、事務所を荒川区卓球連盟理事長宅に置く。

## 第二章 事 業

第 四 条 本連盟は、第二条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 各種競技会の開催
2. 競技及び技術の指導
3. 卓球に関する研究の普及
4. その他

## 第三章 構 成

第 五 条 本連盟は荒川区在住・在勤・在学並びにクラブ等の愛好者をもって組織する。

## 第四章 役 員

第 六 条 本連盟につきの役員を置く。

会 長	一 名
副 会 長	若干名
理 事 長	一 名
副理事長	若干名
常任理事	若干名
理 事	若干名
会計幹事	二 名
会計監査	二 名

第 七 条 役員を選出は次の通りとする。

1. 会長は理事会において推せんする。
2. 副会長は理事会において推せんし、会長が委嘱する。
3. 理事長・副理事長、及び常任理事は理事の互選による。
4. 理事は会員中より選出するもの若干名、会長指名若干名とする。
5. 会計幹事は理事の中から理事会で推せんする。
6. 会計監査は会員中より選出する。

第 八 条 役員任期は二年とし、重任することが出来る。

第 九 条 本会に顧問・参与及び相談役を置く。顧問・参与及び相談役は理事会で推せんし会長が委嘱する。

第十條 代議員は加盟チームの代表者一名とする。

第十一條 役員は次の職務を行なう。

1. 会長は本会の会務を掌握し本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は会長副会長を補佐し会務を執行する。
4. 副理事長は理事長を補佐する。
5. 常任理事は常時会務を分掌し会務を遂行する。
6. 理事は理事会を構成し会務を遂行する。
7. 会計幹事は出納その他の会計を掌握する。
8. 会計監査は会計を監査し、その結果を代議員会に報告する。

## 第五章 会 議

第十二條 代議員会は通常年二回開催する。

代議員会は会長が招集し次の事項を議決する。

1. 事業報告及び収支決算
2. 事業計画及び収支予算
3. 役員を選出
4. その他重要な事項

第十三條 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び理事をもって構成し、議長は会長があたる。

第十四條 各会議の議決はすべて出席者の多数決による。

## 第六章 会 計

第十五條 本会の経費は、会費及び寄附金その他の収入をもってこれにあたる。

第十六條 会費は、団体及び個人の入会金維持会費とする。

第十七條 一旦納入した会費は返戻しない。

第十八條 本会の会計年度は、毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。  
四月一日より九月三十日迄を前期十月一日より三月三十一日迄を後期とする。

## 付 則

第十九條 本規約の施行に必要な細則は別に定める。

第二十條 本会の会員で本規約に違反したもの、その他不都合な行為のあった場合は、理事会にはかり会長がこれを除名することが出来る。

第二十一條 本規約の改正は、出席代議員の三分の二以上の承認を必要とする。

第二十二條 本規約は昭和四十八年四月一日より実施する。